

栃木県訪日旅行商品造成支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 栃木県訪日旅行商品造成支援事業（以下「本事業」という。）は、本県を訪れる海外からの旅行商品の造成・販売に係る経費の一部を補助することにより、外国人旅行者の来県促進及び県内消費拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「訪日旅行商品」とは、日本での観光を目的とした外国人旅行者を送客するために企画及び販売されるツアーをいう。

2 この要綱において「旅行会社」とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条又は第23条の登録を受けた者をいう。

(事業の内容)

第3条 知事は、本事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、旅行会社から本事業に係る交付申請書の提出を受け、審査のうえ採択を決定したものについて、別に定める本事業に係る補助金交付要領に基づき、栃木県訪日旅行商品造成支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助区分、補助金交付額及び補助限度額)

第4条 この補助金の補助区分、補助金交付額及び補助限度額は、別表1及び2のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(補助対象者)

第5条 この補助金の交付の対象となる者は、旅行会社のうち、日本国内に営業所を置き、書面や口頭での対応等を日本語により行うことが可能な者とする。

(補助対象訪日旅行商品)

第6条 この補助金の交付対象となる訪日旅行商品は、1ツアーごとに次の各号に掲げる共通要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月1日を対象期間とし、対象期間最終日までに本県での滞在を完了しているもの。
- (2) 県内の宿泊施設に1泊以上宿泊するもの。
- (3) 日本国内の行政機関等の委託により催行するツアーではないもの。
- (4) 申請するツアーについて、他の旅行会社が当該ツアーへの申請を行っていないもの。

- (5) この補助金の交付の対象となる者がツアーの企画又は各施設の手配及び精算を行うもの。
- 2 基本補助の交付対象となるものは、前項の要件に加え、次の各号を全て満たすものとする。
- (1) 県内5エリア（別表3のとおり）のうち、2エリア以上の有料観光施設（ゴルフ場を含む。）を利用するもの。なお、有料観光施設は宿泊施設と別の施設を利用することとし、一箇所以上は飲食施設以外の有料観光施設を含まなければならない。
- (2) 参加者1名あたりの県内での宿泊施設及び有料観光施設の利用料金の合計額が平均して20,000円（税込）以上であるもの。
- (3) 参加者が10名以上であるもの。
- 3 ゴルフ補助の交付対象となるものは、第1項の要件に加え、次の各号を全て満たすものとする。
- (1) 県内のゴルフ場を二箇所以上利用すること。
- (2) 県内5エリアのうち、2エリア以上の有料観光施設（ゴルフ場は含まない。）を利用するもの。なお、有料観光施設は宿泊施設と別の施設を利用することとし、一箇所以上は飲食施設以外の有料観光施設を含まなければならない。
- (3) 参加者1名あたりの県内での宿泊施設、有料観光施設及びゴルフ場の利用料金の合計額が平均して40,000円（税込）以上であるもの。
- (4) 参加者が6名以上であるもの。
- 4 第1項から第3項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としないものとする。
- (1) 本県観光滞在が著しく短いもの。
- (2) 観光が目的でないもの。
- (3) 既に交付決定を受けたツアーの催行実績が著しく低いもの。
- (4) この補助金とは別に本県からの補助金等の交付を受けるもの。
- (5) その他、知事が不相当と認めるもの。
- 5 1ツアーにおける基本補助及びゴルフ補助の併用は不可とする。

（その他必要な事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7(2025)年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8(2026)年4月27日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助区分	補助金交付額	左記に係る付帯事項
基本補助	ツアーの参加者1名につき 5,000円	以下の者については、補助対象外とする。 1 日本国籍を持つ参加者 2 添乗員やツアーガイド等、旅行催行業務に携わる関係者 3 施設利用料金が掛からない参加者
ゴルフ補助	ツアーの参加者1名につき 8,000円	

別表2（第4条関係）

限度額を設ける区分	補助限度額	左記に係る付帯事項
基本補助対象訪日旅行商品	1 ツアーあたり50万円	—
ゴルフ補助対象訪日旅行商品	1 ツアーあたり80万円	—
旅行商品を企画する旅行会社	1 社あたり300万円	旅行商品の手配を旅行手配業者等他社に委託し、委託先が交付申請した額を含む
交付申請する旅行会社	1 社あたり300万円	—

別表3（第6条関係）

エリア区分	エリア構成市町
日光	日光市
那須	大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町
県央	宇都宮市、鹿沼市、さくら市、那須烏山市、上三川町、高根沢町、那珂川町
県南	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町
県東	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町